

第四 訴訟參加

行政庁は訴訟参加することができるか

「市長個人」を被告として損害賠償を求める住民訴訟において、「行政庁である市長」が行政事件訴訟法三三条一項による参加でもあることになりますが、どのような場合に認められるのでしょうか。

△設問判例△ 名古屋地決平成二・一・九〔住民訴訟行政庁参加申立事件〕判例自治八〇・

—
—
—
—

△参考条文△ 地方自治法二四二条の二第六項、行政事件訴訟法二二三条一項

A

行政事件訴訟法二三条一項による行政庁の訴訟参加は、行政庁が有する豊富な資料や知識、経験を訴訟の場に提供させ、適正な審理を実現することを目的とするものであり、住民訴訟で問題とされている財務会計行為をした「行政庁である市長」が一切の資料を保有している場合においては、行政庁参加の制度の目的に沿うものとして、財務会計行為の適法性を主張する「市長個人」側に参加することが認められます。

ポイント

- ① 行政府の訴訟参加の目的
- ② 被告側に行政府を参加させることの適否

解説

一 訴訟参加の方法

住民訴訟のうち一号請求ないし三号請求については、被告となる者が当該自治体の執行機関、機関としての職員、行政府とされていますが、四号請求については、地方自治体又は行政府が被告とされるものではなく、職員個人や相手方に対する損害賠償請求等の形式をとっているため、住民訴訟の結果によって影響を受けることになる当該自治体又は行政府が、財務会計行為の適法性を主張する被告とされた職員個人等の側に立って、訴訟に参加する必要が生じる場合が出てくることになります（なお、地方自治体が原告側に参加する場合については、設問「地方自治体は補助参加することができるか」を参照してください。）。

この場合、住民訴訟に地方自治体又は行政府が参加する方法としては、民事訴訟法（以下「民訴法」といいます。）四二条による補助参加と行政事件訴訟法（以下「行訴法」といいます。）二三三条一項による行政府参加の二つの方法があります。この両者は、参加の手続に違いがあるほか、どのような場合に参加が認められるか、また判決の効力がどのように及ぶかについて差異がありますが、実際の訴訟参加後に行政側がどのような訴訟上の行為ができるかという点では何ら変わるところは

訴訟参加の方法

ありません。

二 行政庁の訴訟参加

行訴法二三条一項による行政庁の訴訟参加とは、当事者にはなつていなもの処分について関与した行政庁を訴訟に参加させ、当該行政庁が有する豊富な資料や知識、経験を訴訟の場に提供させ、適正な審理を行おうとする目的で設けられたものです。そして、当事者やその行政庁の申立てにより、又は裁判所の職権により、あらかじめ当事者やその行政庁の意見をきいた上で、裁判所が参加決定をすることとされています（この決定については、不服申立てをすることはできないものとされています（最決平六・一二・一六判時一五一八・七）。

行政庁の訴訟参加の目的 行政庁の訴訟参加の必要性

行訴法二三条一項による行政庁の訴訟参加については、民訴法四二条による補助参加の場合のように、訴訟の結果につき利害関係を有する第三者であることが要件となつておらず、四号請求が地方自治体の有する実体法上の請求権を住民が代位して行使するという形式をとつていることから生じる問題（詳しくは設問「地方自治体は補助参加することができるか」を参照してください。）を考慮する必要がないため、行政庁を参加させ、訴訟資料を豊富にし、適正な審理を実現する必要がある限り、参加が否定される理由はなく（通常は、住民訴訟で問題となつている財務会計行為は職務としてされるものであり、一切の資料は職員個人ではなく当該自治体ないし行政庁が保有しているわけですので、当然行訴法二三条一項の要件に該当するものと思われます。）、行政側にとつては認められやすいという利点があります（被告に補助参加する申立てが認められなかつた事例は多く見

被告側に行政庁を参加させることの適否

受けられますが、行政庁の訴訟参加が認められなかつた事例はほとんど見られません。)。

また、行政庁の訴訟参加は、そもそも原告側が行政処分の当否を争う場合に、当該処分に関与した行政庁を、その性質上、処分の有効を主張する側に参加させることを予定しているものであり(名古屋高判昭四九・四・九判時七八・四一)、住民訴訟の場合は、財務会計行為が適法であると主張する被告側に参加するもの(設問判例)で、原告住民側に参加することはできないものとされています(鈴木『三ヶ月』民訴講座九三二四頁(三好達)(なお、補助参加については、原告に参加することも可能です。))。

三 参加した行政庁の訴訟上の地位

参加した行政庁の訴訟上の地位

行政庁の訴訟参加の目的は、二で述べたとおり、資料を訴訟の場に提出させ、適正な審理を図ることであり、判決の効力の問題とは関係なく認められるものです。そして、行訴法二三条三項で民訴法四五条の規定が準用されていますので、参加した行政庁は、補助参加人と同様の地位で訴訟行為をすることとなります。

一方、判決の効力については、行訴法二三条三項が民訴法四六条の規定を準用しておらず、また、

行政庁の訴訟参加は判決の効力と関係なく認められる制度であることから、補助参加の場合と異なり、参加した行政庁はいわゆる参加的効力を受けないものと考えます(反対、南条解行訴法「五九二」頁)。
 (編注) 地方自治法の一部改正(平成一四年法律四号)によつて、四号請求の被告が執行機関等とされたことにより、平成一四年九月一日以降に提起される住民訴訟においては、このような問題は生じなくなります(それ以前に提起された住民訴訟においては、なお設例の問題が生じる場合があります(同法附則四条))。

関係判例

【行政府を参加させることが認められた事例】

- 市長個人を被告とする住民訴訟において、訴訟資料を豊富にし適正な審理を実現するため、財務会計行為をした行政府である市長を被告に参加させることとした事例。

(千葉地決平三・一二・二六行裁集四二・二一一二・二〇四〇、
判時一四四二・八六・判タ七八九・一四九、判例自治九九・一
三)

○同趣旨

(京都地決平五・一一・五判例自治一二一・二二)

【行政府を参加させることが認められなかつた事例】

- 知事個人を被告とする住民訴訟において、参加により審理の充実を期しうる訴訟資料の存在を認めることが困難であるとして、行政府としての知事を被告に参加させる旨の申立てが却下された事例。

(大分地決平三・六・六判時一四三三・七〇、判タ七七七・一
三)